

## 「日雇労働求職者給付金制度」の運用に係る港湾労働者の取扱いについて

### 概要

- 雇用保険の日雇労働求職者給付金制度は、日雇労働者に対する給付金制度であり、常用雇用される一般被保険者が失業等した場合に支給される失業等給付とは異なるもの（雇用保険法第 43 条（参考））。
- 当該制度については、日雇労働者として当該制度の対象になりながら、実態は同一事業主に継続して雇用されるといった不適正事案が発生したことから、日雇労働者を一般被保険者へ切り替える際の基準について、一部暫定措置としながら平成 29 年 7 月から雇用保険法に沿った運用が徹底された。
- 港湾労働者（港湾労働法の適用を受ける 6 大港における港湾労働者に限る。以下同じ。）については、当面の間、この運用の対象外とされたが、今般、一部暫定措置とした切替基準の運用について、暫定措置期間が 5 年経過することを踏まえ、より法律に沿った適正な運用とするよう見直しを行うこととなり、新たな運用については、港湾労働者についても同様に扱うこととなった。

### 新切替基準（案）

- 日雇労働求職者給付金の対象は、「日々転々と異なる事業主に雇用される労働者」としているが、同一の日雇労働者が
  - ① 前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合
  - ② 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合のいずれかに該当する場合、当該同一の日雇労働者は日雇労働求職者給付金の対象に該当しなくなり、一般被保険者への切替が必要になる（雇用保険法第 42 条（参考））。
- 一般被保険者への切替が必要となる基準（切替基準）は、次のいずれかの場合とされている。

#### 【上記①の切替基準】

- ・ 日雇労働被保険者手帳に前月までの 2 か月連続で 18 日以上同一の事業主の印紙が貼付された場合（他社の印紙の貼付があるか否かを問わない）

#### 【上記②の切替基準】

- ・ 他の社会保険（厚生年金及び健康保険）に加入した場合
- ・ 就労しなかった日（他の事業主の適用事業で就労した日を含む）も含めて、雇用契

約関係にあることが間隔を空けることなく、31日以上連続している場合

→ この切替基準を満たすかどうかについては、日雇労働被保険者手帳の前月に同一の事業主の印紙が貼付された日が20日以上ある場合（他社の印紙の貼付があるか否かを問わない）に「就労状況申告書」を記載させ、必要に応じて日雇労働者に対する聴取及び事業所調査の実施を行い、就労実態を踏まえて判断

- 上記①又は②の切替基準に該当する場合は、日雇労働者を雇用していた事業主に対し、一般被保険者への切替に関する指導を行うことになる（直ちに一般被保険者に切り替わるものではない）。

### **港湾労働者の取扱いに対する対応方針（案）**

- 港湾労働者については、さらに実態を把握する必要があるため、当分の間、一般被保険者への切替の対象外とされてきたことから、今般の新切替基準による運用について、港湾労働者以外と同時施行では、港湾運送業務に影響を及ぼす可能性があると考えられる。
- このため、今般の新切替基準による運用にあたっては、港湾事業主に対して実態把握を行い、現状を把握の上、一定の準備期間を考慮して施行時期を検討する予定である。

### **スケジュール（案）**

- 今般の見直しスケジュールは、**港湾労働者以外**については、令和4年3月に見直し内容の周知を開始し、一定期間の周知後、令和4年10月に新切替基準の運用を開始することを予定している。
- 港湾労働者については、これまで対象外としてきた経緯があることから、**実態調査を踏まえ、周知期間\***と併せて**一定の準備期間を設けた上での運用を行う予定である**（港湾労働者以外より施行時期が後ろ倒しになる見込み。）。

※ 平成29年当時は約半年の周知期間を設けた。

## ○ 雇用保険法 (妙)

(適用除外)

第六条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- 一 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
- 二 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)
- 三～六 (略)

(日雇労働者)

第四十二条 この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者(次条第二項の認可を受けた者を除く。))を除く。)をいう。

- 一 日々雇用される者
- 二 三十日以内の期間を定めて雇用される者

(日雇労働被保険者)

第四十三条 被保険者である日雇労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「日雇労働被保険者」という。))が失業した場合には、この節の定めるところにより、日雇労働求職者給付金を支給する。

- 一 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(厚生労働大臣が指定する区域を除く。))又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの(以下この項において「適用区域」という。))に居住し、適用事業に雇用される者
  - 二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
  - 三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者
  - 四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者
- 2 日雇労働被保険者が前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。
- 3～4 (略)